

宗像市文化財保護審議会委員名簿

任期：平成20年12月1日～平成22年11月30日

新任再 任区分	氏 名	部 門	職名・職歴
再任	西 谷 正	有形文化財 記念物	福岡県立九州歴史資料館 館長
再任	石 井 忠	民俗文化財 無形文化財	古賀市歴史資料館 館長
再任	楠 本 正	民俗文化財 無形文化財	旧九州共立大学八幡西高等学校 教諭
再任	桑 田 和 明	有形文化財	宗像市立城山中学校 教諭
再任	田 中 良 之	有形文化財 記念物	九州大学大学院 教授
再任	山 野 善 郎	有形文化財	建築史塾Archist 代表
再任	河 窪 奈 津 子	有形文化財	宗像大社神宝館文化財管理事務局 学芸員
再任	森 弘 子	有形文化財 無形文化財	筑紫女学院大学 非常勤講師

○宗像市文化財保護審議会規則

平成 15 年 4 月 1 日
教育委員会規則第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成 15 年宗像市条例第 21 号)により設置された宗像市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

- 2 専門の事項を調査審議するため、必要があるときは、臨時専門委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時専門委員は、知識経験を有する者のうちから宗像市教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時専門委員は、当該事項の調査審議が終わったときは、解職されるものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、市民協働部市民活動推進課において処理する。

(平 16 教委規則 11・一部改正)

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日教委規則第 11 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。